

青森県報

第三千三百十八号

平成二十二年
十一月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二

告 示

青森県告示第七百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
伴胃腸科内科医院	八戸市売市二丁目一の七	平成三・三・一

青森県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
はちのへ西脳神経クリニック	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一五のー	平成三・二・一
はらだクリニク	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一三のー	" "
アイン薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八九	" "
伴胃腸科内科医院	八戸市売市二丁目一の七	三・三・二

青森県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	伴胃腸科内科医院	八戸市売市二丁目一の七	平成三・八・一
変更後	伴内科心臓血管クリニック		

青森県告示第七百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人青空会	青森市奥野二丁目二七の一〇	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	ヘルパーステーション あおぞら	青森市奥野二丁目二七の一〇	平成二十二年十一月二十二日
氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期日
訪問介護				所在地		

青森県告示第七百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人青空会	青森市奥野二丁目二七の一〇	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	ヘルパーステーション あおぞら	青森市奥野二丁目二七の一〇	平成二十二年十一月二十二日
氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定期日
訪問介護				所在地		

青森県告示第七百九十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月二十二日

第一号の表中

青森県知事 三 村 申 吾

青い森信用金庫松原通り支店	弘前市大字松原東一丁目	
青い森信用金庫川内支店	むつ市川内町川内	
青い森信用金庫常盤支店	南津軽郡藤崎町大字常盤	
青い森信用金庫中里支店	北津軽郡中泊町大字中里	及び
青い森信用金庫佐井支店	下北郡佐井村大字佐井	を削る。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------